

市民体育館等

市民体育館・勤労者体育センターの施設管理については、指定管理者制度を導入している。

また、三木市公共施設再配置計画に基づき、三木市民体育館の機能を他の施設に集約することに伴い、三木市立市民体育館等設置及び管理に関する条例を令和3年3月に一部改正（令和3年10月1日施行）し、三木市民体育館を廃止した。

1 市民体育館使用状況(令和3年9月30日閉館)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月
利用者数	652	-	161	845	581	452
利用時間	173	-	57	217	136	103

合計利用者数： 2,691人

合計利用時間： 686時間

2 勤労者体育センター使用状況

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月
利用者数	1,286	-	369	1,572	778	551
利用時間	294	-	61	351	217	138

区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月
利用者数	1,727	1,821	1,252	1,510	1,529	1,654
利用時間	347	350	280	329	351	373

合計利用者数： 14,049人

合計利用時間： 3,091時間